

地域包括支援センターの常勤換算による職員配置実施希望届出書の提出について

以下の地域包括支援センターから、常勤換算による職員配置実施希望届出書の提出がありました。

つきましては、職員配置数を常勤職員で満たすことができないことから、常勤換算による職員配置を行います。

1. 常勤換算による職員配置を希望する地域包括支援センター

法典地域包括支援センター

(受託法人：社会福祉法人 千葉県福祉援護会)

2. 新たに常勤換算により配置する職員

法人における常勤の従業者が勤務すべき1週間当たりの時間数 37.5時間

配置職員 (1 人工)	常勤換算対象職員① (0.8 人工)	職種：保健師 1 週間当たりの勤務日数：4 日 1 週間当たりの勤務時間：30 時間
	常勤換算対象職員② (0.2 人工)	職種：社会福祉士 1 週間当たりの勤務日数：1 日 1 週間当たりの勤務時間：7.5 時間

3. 常勤換算対象職員配置後の職員配置数

業務委託契約における職員配置数 7 人

職種	人工数	実人数
保健師	2.8 人工(うち、常勤換算対象 0.8 人工)	3 人
社会福祉士	2.2 人工(うち、常勤換算対象 0.2 人工)	3 人
主任介護支援専門員	2.0 人工	2 人
合計	7.0 人工	8 人

4. 常勤職員で満たすことができないと認められる状況の説明

当初、週 5 日勤務の常勤職員を配置することを想定していたが、外部からの職員募集及び法人内部での異動による配置が困難な状況であった。そのため、勤務日数が週 4 日の保健師及び週 1 日の社会福祉士を配置し 1 人工とする。

5. 開始時期

令和 7 年 4 月 1 日